第3次千葉県住生活基本計画の枠組み(案)

<千葉県の住生活を取り巻く現状と課題>

〇人口・世帯数が減少に転じる

〇少子・高齢化がさらに進展する

○世帯のあり方が変化している(小規模化・非親族化)

〇住宅確保要配慮者の増加・多様化が予想される

○住まい方に対するニーズが多様化している

〇住宅ストック数が充足し、空き家が増加している

○住生活関連サービスに対するニーズが増加している

〇安全・安心に対する意識が高まっている

○計画的郊外住宅地や公的賃貸住宅団地の再生の必要性が高まっている

視

NPO

○千葉県には多様な地域があり、課題のありようも多様である

<住生活をめぐる近年の動向>

〇地域主権:地域主権一括法の制定(平成23年、平成25年)

〇サービス付き高齢者向け住宅登録制度の創設:高齢者住まい法の改正(平成23年)

〇多極ネットワーク型コンパクトシティの推進:都市再生特別措置法等の一部改正(平成26年)

〇空き家対策:空き家特措法の制定(平成26年)

〇東京圏への人口の過度の集中の是正:まち、ひと、しごと創生法の制定(平成26年)

〇その他関連法の改正:省エネ法、耐震改修促進法、マンション建替え円滑化法等

重視する視点

〇住宅や住宅地の質の向上 と住生活に関わるサービ スの充実による地域づく

〇社会的弱者への重層的か つ柔軟な住宅セーフティ ネットの再構築

〇地域特性や居住ニーズを 踏まえた多主体連携によ る地域の活性化

県

理念(案)

みんなでつくろう! 元気なちばの豊かな住生活 ~次世代に引き継ぐ豊かな地域社会と住まいの実現~

位置付け等

位置付け:県の総合的な計画である『新 輝け!ちば元気プラン』、『千葉県地方創生「総合戦略」』を踏

まえ、住生活基本法に基づき千葉県が定める計画

計画期間:平成28年度~平成37年度

目標(案)

目標1:若年・子育て世帯、高齢者等が安心

して暮らせる豊かな地域社会の実現

施策の方向性(案)

(1) 若年・子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり

(2) 高齢者が安心して暮らせる地域社会づくり

(3) 住宅地におけるエリアマネジメントの推進

目標2:次世代にも承継される良質な住宅の形

成と空き家の利活用等の推進

(1) 良質な住宅の供給促進と住宅性能の確保

(2) 適切な維持管理とリフォームによる質の向上

(3) 空き家の利活用と適切な管理の推進

目標3:多様な居住ニーズに応じた住宅市場の

(1) 既存住宅の流通の促進

(2) 賃貸住宅市場の環境整備

(3) 住まいの情報提供・相談窓口の充実

環境整備

目標4:住宅セーフティネットの確保

(1) 住宅確保要配慮者に対する適切な住宅の確保

(2) 災害発生時の被災者等に対する一時的な住宅の確保

目標5:良好な居住環境の形成

(1) 安全・安心な居住環境の形成

(2) 個性ある美しい住宅市街地の形成

(3) コンパクトな居住構造の形成

地域別の方向性(案)

東葛湾岸ゾーン(東葛、葛南、千葉)

・東京都心に近接する地理的優位性を活かし た魅力的なまちづくりの推進

・老朽化した大規模団地や分譲マンション、 急増する高齢者への対応の強化

空港ゾーン(印旛)

・環境等に配慮した住宅開発や田園的要素を 取り入れた都市づくりの推進

・空港隣接の優位性を活かした人口流出の防 止、地域活力の維持・向上

香取・東総ゾーン(東総)

・自然景観や歴史・文化などの地域資源を活 用した個性的なまちづくりの推進

・人口減少、高齢化、震災の影響等による地 域活力低下への対応の強化

圏央道ゾーン(内房~九十九里)

・圏央道を活かした居住機能や商業機能等の 多様な機能が集積するまちづくりの推進

・他地域からの交流人口・流入人口を受け止 める住生活環境の整備

南房総ゾーン

・先進医療施設の立地や温暖な気候を活かし た健康・長寿のまちづくりの推進

・移住定住を促す豊かな自然環境を活かし た、多様なライフスタイルの提案

多 地 様域 な主体の気の課題を たの参画を促したの بّ 地 関連分野と 域 特性 ゃ 資 の 源 連 携や 協働 ま え による取れた取り組み IJ 4 9組みを推進みを展開

効果的な

施策の展開

- 情報の集約・発信
- 各主体の取り組みの支援 等

市町村 地域の実情に応じ て施策を推進

県 民 県の役割

• 計画の立案、制度・仕組みづくり

- 基準やガイドラインの策定
- 推進体制の構築
- 民間事業者 • モデル事業等の展開 • 関係団体